

〈資料 2〉

公園使用要領

◎ バンブーパークの使用について、次のとおり定める。

1. 公園の全部又は、一部を独占して使用する場合は、使用 7 日前までに公園利用許可申請書を提出すること。
2. 申請は原則として使用日の前月 1 日から受付可能とする。
3. 利用にあたっては立木・施設等の破損をしないこと。
4. 破損した場合は申請者の負担において復旧すること。
5. 使用終了後、ゴミ等については申請者において持ち帰ること。
6. 施設に備え付けの道具は、元の場所に返すこと。
7. 公園内での花火及びバーベキュー等の火の使用は禁止とする。
8. 公園内の駐車場以外の場所に車両を乗り入れないこと。
9. 使用時間を厳守すること。
10. 公園の利用時間は、次のとおりとする。(使用許可を受けた場合及び駐車場)
4月1日～9月30日まで 午前9時～午後6時まで
10月1日～3月31日まで 午前9時～午後5時まで
(キャンプ等 宿泊は禁止とする)
11. 多目的広場内での野球・ラグビーは認めない。ただし、市長の許可を得た競技会(各種大会)の使用についてはこの限りでない。
12. 競技等で使用する場合は、許可に際し次の各項目のほか、公園の管理上必要な範囲内で条件を付することがある。
 - (1) 競技会(各種大会)については、小学生以下の参加を対象とした場合のみ許可するものとする。ただし、グランドゴルフ等リクリエーション的な要素があるものはこの限りでない。
 - (2) 鋼のスパイクの使用は認めない。
 - (3) 競技範囲の外側に監視員を配置し、競技者と一般の来場者が交錯しないよう十分配慮するとともに、ボール等の処理についても適切に行うこと。
なお、一般来場者にケガ等をさせた場合は、競技主催者が全責任を負うこと。
13. 使用者は、園内の芝生を傷めることのないよう細心の注意を払うこと。
14. 競技の際に多目的広場に設置した物(ラインも含む)については、利用者の責において現状に回復すること。